(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)に基づく呉市農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の選任等の手続について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(担当区域等)

第2条 法第17条第2項に規定する各推進委員が担当する区域及び各区域の推進委員の定数は、別表1のとおりとする。

(候補者の資格)

- 第3条 候補者(法第19条第1項に規定する候補者及び推進委員になろうとする者をい う。)は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であって、法第18条第 4項に規定する要件及び次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 呉市内に住所を有し、又は呉市内において農業に従事していること。
 - (2) 推進委員の任期の初日において年齢18歳に達していること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - (4) 法令等により推進委員との兼職が禁止されている職に就いていないこと。
 - (5) 本市の職員でないこと。

(推薦及び応募)

- 第4条 候補者の推薦をし、又は募集に応募する方法は、次の各号に掲げる方法とする。
 - (1) 個人(正当な権原に基づき呉市内に農地を保有し、その農地を耕作している者に限る。)が候補者を推薦する方法
 - (2) 法人又は団体(農業者が組織する関係団体等)が候補者を推薦する方法
 - (3) 本人が応募をする方法
- 2 前項第1号の推薦をする者にあっては呉市農地利用最適化推進委員推薦申込書(個人推薦用)(様式第1号)に、前項第2号の推薦をする者にあっては呉市農地利用最適化推進委員推薦申込書(団体推薦用)(様式第2号)に、前項第3号の応募をする者にあっては呉市農地利用最適化推進委員応募申込書(様式第3号)に必要事項を記入し、必要な書類を添えて、農業委員会に提出するものとする。
- 3 前項の申込書を提出し受理された者が、その申込みを撤回し、又は候補者となることを 辞退する場合は、呉市農地利用最適化推進委員候補者の辞退届(様式第4号)を農業委員 会に提出するものとする。

(要領の作成)

- 第5条 農業委員会は、候補者の推薦の求め又は募集をしようとするときは、次の各号に掲 げる事項を記載した要領を作成するものとする。
 - (1) 推進委員の募集人数
 - (2) 推進委員の任期
 - (3) 推進委員の報酬の額
 - (4) 推進委員の職務及び活動内容

- (5) 推薦を受ける者又は応募しようとする者の資格要件
- (6) 候補者の推薦又は応募の手続
- (7) 候補者の推薦又は応募に係る申込書の提出期間
- (8) その他農業委員会が必要と認める事項

(推薦及び募集の広報)

第6条 農業委員会は、候補者の推薦の求め又は募集をするときは、市政だより及び呉市ホームページに掲載する方法により広報をするものとする。

(推薦を受けた者又は応募した者の公表)

第7条 法第19条第2項の規定による公表は、呉市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(候補者の選考等)

- 第8条 農業委員会は、候補者の選考に当たっては、関係者からの意見の聴取その他当該選 考の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければなら ない。
- 2 候補者は、提出された申込書による書類審査及び必要に応じて行う面接の方法により選 考するものとする。

(評価委員会の設置)

- 第9条 農業委員会は、候補者を公正に選考するため、呉市農地利用最適化推進委員候補者 評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。
- 2 評価委員会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 候補者の推薦をした者,推薦を受けた者及び応募をした者は,評価委員となることができない。
- 6 評価委員会は、農地利用最適化推進委員候補者評価基準を定め、前条第2項に規定する 方法により、候補者の推薦を受けた者及び応募をした者について、それぞれの候補者とし ての適格性について審査し、評価して、その結果を意見にまとめ、農業委員会に報告する。
- 7 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(評価委員会の会議)

- 第10条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 評価委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

(候補者の決定)

- 第11条 農業委員会は, 第9条第6項の規定により報告された意見を基に候補者を決定するものとする。
- 2 農業委員会は、前項の決定をしたときは、選考の結果を、推薦をした者、推薦を受けた者及び応募をした者に書面で通知するものとする。

(推進委員の補充)

第12条 農業委員会は、推進委員の罷免、失職及び辞任により、欠員が生じ、農業委員会の業務に支障が生じた場合は、法令及びこの要綱に定める手続に基づき、速やかに欠員の

補充に努めるものとする。

(庶務)

第13条 推進委員の選任等に関する庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進委員の選任等に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月16日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年11月1日から実施する。

別表1 (第2条関係)

地区	区域	人数
第1地区	下欄に掲げる第2地区,第3地区及び第4地区の区域以外の呉	5 人
	市の区域	
第2地区	呉市役所支所設置条例(昭和22年呉市条例第51号)別表	5 人
	(以下「条例別表」という。)に掲げる音戸支所及び倉橋支所	
	の所管区域	
第3地区	条例別表に掲げる川尻支所及び安浦支所の所管区域	5 人
第4地区	条例別表に掲げる下蒲刈支所、蒲刈支所、豊浜支所及び豊支所	5 人
	の所管区域	

別表2 (第9条関係)

委 員 長	農業委員会会長
副委員長	第一順位の会長職務代理者
	第二順位の会長職務代理者
委 員	第三順位の会長職務代理者
	第四順位の会長職務代理者
	農業委員会事務局長